

富士市議会
議長 笠井 浩 様

令和8年5月1日
富士市議会 知行合一
鈴木幸司

文書質問提出依頼

議会基本条例第9条3号の規定に基づき、以下の文書質問を提出しますので、お取り計らいをお願い致します。

気象庁は「今年の夏は、暖かい空気に覆われやすいため、夏の気温は全国的に高くなる」という暖候期予報を発表した。また、政府はこども家庭庁を中心とし、学校施設や放課後児童クラブの拠点化を中心とした「夏休みこども緊急セーフティネット構築プラン」を策定し各自治体向けに情報提供を始めたところでもある。

同プランには、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定や、夏休みに学校給食の提供が無くなることで必要なカロリー摂取が困難になる

支援を必要とする子供たちに対する「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」を含む、地域こどもの生活支援強化事業の拡充メニューが並んでいる。

こうした状況を踏まえ、以下質問する。

- ① 学校教育法第137条に「学校教育に支障のない限り、学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることが出来る」とある。小学校の図書室等を夏休み期間中のクーリングシェルターとして開放してはどうか。
- ② 子ども食堂・フードパントリー等に頼らざるを得ない支援が必要なこどもの数は市内にどのくらい存在するのか。
- ③ 支援の必要なこどものために放課後児童クラブを夏休み中の拠点化することはできないか。
- ④ 夏休み中に給食を食べられないこどもに食事を提供するために、母子家庭等対策総合支援事業費補助金を富士市も申請してはどうか。

以上の4点につき、回答を求めるものであるが、特に補助金の申請については期限も近い為、早期の回答を願う。